

## 香港上海銀行東京支店の概要・商号・登録番号・留意事項（注）

（注）登録金融機関である旨及び関連情報、「金銭債権等と預金等との誤認防止」、  
「外国銀行代理業務に関する、『外国銀行代理銀行の商号・認可番号、所属外国銀行の商号・主たる営業所の所在国』及び、『所属外国銀行に関する届出の公告事項』」の記載を含む。

日本における代表者 兼東京支店長  
カリン・コリン（登記名：高井コリンカリン）

主要業務  
預金業務、貸出業務、為替資金業務、資金決済業務など

所在地  
〒103-0027 東京都中央区日本橋3丁目11番1号 HSBC ビルディング

代表番号 03-5203-3000

金融商品取引法上の業者分類  
登録金融機関

登録番号  
登録金融機関： 関東財務局長（登金）第105号

加入している金融商品取引業協会等  
日本証券業協会、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人金融先物取引業協会

### 留意事項（金銭債権等と預金等との誤認防止）

当行で取り扱う金銭債権<sup>注1</sup>、有価証券<sup>注2</sup>等に該当する商品について、以下ご留意ください。

1. 預金等ではありません。
2. 預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象ではありません。
3. 元本の返済が保証されていません。
4. 金融商品取引法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金による同法第七十九条の五十六の規定に基づく一般顧客に対する支払の対象ではありません。

注1 銀行法第十条第二項第五号に規定する金銭債権（国内で発行された譲渡性預金の預金証書をもつて表示されるものを除く。）

注2 金融商品取引法第三十三条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券（国債証券等及び前号に掲げる有価証券に該当するものを除く。）

# 外国銀行代理銀行認可票 外国銀行代理業務

認可番号 金監 第2417号/第2914号/第2418号/第1198号/第1421号  
第946号/第1335号

(外国銀行代理銀行の商号)

ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・  
コーポレーション・リミテッド (香港上海銀行)

(所属外国銀行の商号及び主たる営業所が所在する国)

- ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド/香港特別行政区
- エイチエスビーシー・バンク・ユーエスエー・ナショナル・アソシエーション /アメリカ合衆国
- エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシー/英国
- エイチエスビーシー・バンク (チャイナ) カンパニー・リミテッド/ 中華人民共和国
- エイチエスビーシー (ベトナム) ・一人有限銀行/ベトナム社会主義共和国
- エイチエスビーシー・バンク・マレーシア・パーハッド/マレーシア
- エイチエスビーシー・バンク・オーストラリア・リミテッド/オーストラリア連邦
- エイチエスビーシー・コンチネンタル・ヨーロッパ/フランス共和国
- エイチエスビーシー・メキシコ・エス・エー/メキシコ合衆国
- エイチエスビーシー・バンク(チリ)/チリ共和国
- ピーティール・バンク・エイチエスビーシー・インドネシア/インドネシア共和国
- バンコ・エイチエスビーシー・エス・エー/ブラジル連邦共和国
- エイチエスビーシー・サウジアラビア・リミテッド/サウジアラビア王国
- エイチエスビーシー・バンク・エジプト/エジプト・アラブ共和国
- エイチエスビーシー・バンク・ミドルイースト・リミテッド/アラブ首長国連邦
- エイチエスビーシー・バンク・エー・エス/トルコ共和国
- エイチエスビーシー・バンク (ウルグアイ) エス・エー/ウルグアイ東方共和国